平成２１年（フ）第１６８５３号
茨城県つくば市臼井686―１
債務者　堀内　　淳
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８５６号
埼玉県飯能市大字川寺252―１―504
債務者　中村　大二
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８６２号
東京都品川区二葉１丁目11―25
債務者　片岡　明美
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８７２号
東京都町田市常盤町3074―６
債務者　菊地　寿一
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８７３号
東京都調布市深大寺南町１丁目９―２
債務者　市川　達也
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６８７４号
東京都立川市砂川町８丁目38―１　アスティオンＭＸⅠ―101
債務者　市川　敦之
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９０４号
埼玉県所沢市北中２丁目175―13
債務者　玉城　一星
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９０６号
神奈川県横浜市港北区太尾町2133―１―404
債務者　上月　康憲
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９０７号
東京都新宿区西落合１丁目18―18　けやき荘
債務者　関　　秀子（旧姓田口・野口）
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１１号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目16―５
債務者　小山　恵子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１２号
東京都江東区東雲２丁目４―１―1117
債務者　豊井　律子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１３号
千葉県茂原市中の島町424―201
債務者　加藤　和人
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１５号
神奈川県川崎市幸区戸手本町１丁目104―102
債務者　佐々木直樹
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９１６号
東京都板橋区常盤台４丁目５―18
債務者　永沢　姿子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野78番地
債務者　石岡　沙織
１　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時40分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第１２４号
岡山県美作市福本330番地
債務者　檜尾　真琴
１　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時20分
岡山地方裁判所津山支部